

国民健康保険事業

国民健康保険特別会計

国保医療課

事業の位置付け		
法令	国民健康保険法	
総合計画	第1章	「やさしいまち」の実現に向けて
	第1節	安心して暮らせるまち
	施策の名称	安心を支える地域社会づくり
実施計画	新規・継続の別	継続事業
	採択の有無	有
その他の計画	年度策定	
	年度策定	

予 算 措 置 (千円)					
科目	款		項		目
当該年度予算額		前年度予算額		増減額	
5,440,400		5,339,100		101,300	
財源内訳					
保険税		国庫支出金		その他	
1,380,271		1,004,234		2,785,894	

主 な 財 源 の 内 訳		
国費	療養給付費負担金・高額医療費共同事業負担金・特定健康診査等負担金・財政調整交付金	1,004,234
県費	高額医療費共同事業負担金・特定健康診査等負担金・財政調整交付金	270,001
その他	前期高齢者交付金	1,397,977
その他	一般会計繰入金	310,354
その他	基金繰入金	224,894
全 体 事 業 費		
事業期間	総事業費	保険税
H26	5,440,400	1,380,271

◇ 当該事業を必要とする背景や経緯

昭和13年7月1日に農山漁村の住民や都市の商工業自営者のための医療保険制度として制定され、昭和34年1月に全面改正が行われ、現行の国民健康保険法の施行となる。

◇ 事業目的

被用者保険の加入者、生活保護を受けている人等を除いた、知立市内に住所のある人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

◇ 事業効果

国民健康保険は、国民皆保険の中核となる医療保険で、被保険者の拠出（税）を主な財源として、必要な給付を行い、職域単位での制度でカバーしきれなかった人たちの生活の安定の確保を図ることができる。また特定健康診査等各種保健事業により健康増進とともに医療費の削減に寄与する。

◇ 事業概要

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療機関等にかかることができるように、みんなで助け合う制度で、市区町村が運営をしている。

○ 保険給付

- ・療養の給付
- ・出産育児一時金
- ・葬祭費
等

○ 特定健康診査・特定保健指導

- ・40歳から74歳の人を対象として、生活習慣病の予防を図るため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施する。

○ 糖尿病重症化予防事業

- ・生活習慣の改善により糖尿病の重症化予防が期待される人に対して、医療機関と連携した保健指導を実施することで、対象者のQOL（生活の質）を維持するとともに、医療費の高額化を防止する事業を平成26年度より実施する。

□ 国保のしくみ

